

第三十三号議案

例 江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例（昭和二十八年十一月江戸川区
 条例第十一号）の一部を次のように改正する。
 別表江戸川区立南小岩けやき児童遊園の項及び江戸川区立北篠崎二丁目児童遊
 園の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表江戸川区立南小岩けやき児
 童遊園の項を削る改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

隣接する江戸川区立共育プラザ南小岩と一体の施設として管理するため、江戸
 川区立南小岩けやき児童遊園を廃止するとともに、江戸川区立公園条例（昭和三
 十二年十二月江戸川区条例第十六号）により設置する都市公園として位置付け
 ため、江戸川区立北篠崎二丁目児童遊園を廃止する必要があるので、本案を提出
 いたします。